2025年度 町田市 集団指導

生活介護・自立訓練(生活訓練)・ 宿泊型自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援B型・就労定着支援

< ① 共 通 編 >

町 田 市 地 域 福 祉 部 指 導 監 査 課

はじめに

それでは、2025年度 町田市の集団指導を始めます。 この動画では、全体に共通する一般的な注意を説明します。 担当は、町田市 地域福祉部 指導監査課 です。

対象の障害福祉サービスの種別は、 生活介護・自立訓練(生活訓練)・ 宿泊型自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援B型・就労定着支援

です。

おことわり

この動画では、 障害福祉サービスの法令上の基準に関連して、 町田市が行った実地指導の中で 頻度の高い指摘事項を中心に説明します。

ただし、全ての基準を網羅しているわけではありません。 また、基準は動画作成時点のものです。

各動画について

- 今回、町田市の集団指導の動画は、次の3本です。 どの動画から受講しても問題ありませんが、 ①から順の受講をおすすめします。
- ①「共通編」の動画 ……全体に共通する注意点を説明します。
- ②「運営編」の動画 ……事業所の運営体制等の注意点を説明します。
- ③「支援編」の動画 ……利用者への支援等の注意点を説明します。

いずれも町田市の実地指導で多かった指摘事例を基にしています。

受講後アンケートについて

町田市の集団指導の動画を3本とも視聴し終えたら、 受講後アンケートへの回答をお願いいたします。 アンケート未回答の場合、集団指導の受講は完了にならない のでご注意ください!

受講後アンケートの回答方法は、「②運営編」及び「③支援編」の各動画の最後に掲載しています。 (なお、アンケートは、事業所のサービス種別ごとに1回の回答です)

<①共通編> 目次

- 1 日付欄は、何の年月日か明記する
- 2 必要項目は、根拠法令から
- 3 都の最新のモデル様式と比べてみる
- 4 「運営規程=重説=契約書=掲示物=ホームページ =運営実態」とそろえる
- 5 個人情報を含む書類は、鍵をかけて保管
- 6 部屋や車などのカギは、利用者の目につく場所に置かない

【結論】 日付欄は、空欄にせず、

何の日付かを明記して、

年月日で書いてください。

- ▲「日付が未記入の契約書」
- ▲「月日だけで、何年のものか分からない記録」
- ▲「作成日か、説明日か、同意日か、交付日か、説明のない日付」

これらの不備を実地指導で見る事が少なくありません。

特に、

重要事項説明書(重説)、契約書、サービス提供記録、個別支援計画書など、

基準法令で作成するよう定められている各書類の 日付は重要です。

- ・その場かぎりでなく、何年か経過した後で確認する場合がある。
- ・書いた人や説明を受けた人だけでなく、第三者が読む場合がある。
- ・万一、事故等が起きた際、検証で使われることがある。

こういった点を踏まえて、 日付欄は、空欄にせず、何の日付かを明記して、 年月日で書いてください。

(年が書いておらず、数年後に分からなくなる事例が少なくありません)

【結論】 必要項目は 「基準省令や解釈通知等に 挙げられている項目」

実地指導などで

「この書類に記載する必要項目は何か?」

という質問をよくいただきます。

結論から言うと、必要項目は 「基準省令や解釈通知に挙げられている項目」を拾い上げています。

これは、箇条書きで挙げられている項目だけでなく、

文章の中で「〇〇、〇〇、〇〇などを記載し……」といった書き方のものも含みます。

いわゆる青本、赤本といった「基準省令等をまとめたハンドブック」をお持ちの事業所様も多いかと思います。

何が必要項目か分からない時は、 そうしたお手持ちのハンドブックから探すことができます。

3 都の最新のモデル様式と比べてみる

【結論】

「都の最新のモデル様式」と お手持ちの様式を 定期的に見比べてみてください!

3 都の最新のモデル様式と比べてみる

忙しくて法令を調べられないという場合は、 様式によっては東京都が最新のモデル様式を公開していますので、 定期的に確認してみてください。

東京都が、下記のホームページで公開しています。

- ・東京都障害者サービス情報 書式ライブラリ F集団指導資料
- ※都が行う集団指導の資料です。

3 都の最新のモデル様式と比べてみる

もし、東京都の最新のモデル様式と、 事業所で使っている様式の項目が異なる場合……

必要項目が変わった可能性があります! よく確認してください! 4「運営規程=重説=契約書=掲示物 =ホームページ=運営実態」とそろえる

【結論】

「運営規程=重説=契約書=掲示物=ホームページ=運営実態」

と全て記載をそろえるのが原則です!

4「運営規程=重説=契約書=掲示物 =ホームページ=運営実態」とそろえる

この6種類は、本来的に内容が一致するはずです。

どれかを変更した際は、 他のものも変更が必要になる可能性が高いので、 確認して一緒に更新してください。

4「運営規程=重説=契約書=掲示物 =ホームページ=運営実態」とそろえる

実地指導でも

- ▲「運営規程を変えたが、重説の変更を忘れていた」
- ▲「運営実態に合わせて重説を変えたが、 運営規程はそのままだった」
- ▲「掲示物が昔の運営規程や重説のままだった」
- ▲「運営規程等を改定したが、ホームページを更新していなかった」

という指摘は多いです。

5 個人情報を含む書類は、 鍵をかけて保管

【結論】 個人情報を含む書類は、 必ず鍵のかかるロッカー等に保管してください!

5 個人情報を含む書類は、 鍵をかけて保管

実地指導では、

- ▲ 「利用者の個別支援計画書や契約書等を、 グループホームのリビングの棚にそのまま置いている」
- ▲「共用スペースの一角に職員の事務スペースがあり、 入居する利用者が、他の利用者のケース記録ファイル等を 手に取れる状態になっている」

という問題のある事例がありました。

6 部屋や車などのカギは、 利用者の目につく場所に置かない

【結論】 部屋や車などのカギは、 「事務室内のキーボックス」等の 利用者の目と手が届きにくい場所で 管理してください!

6 部屋や車などのカギは、 利用者の目につく場所に置かない

これは極端な事例ですが、実地指導では、

▲ 「グループホームのマスターキーを含む鍵束を、 誰でも入れるリビングの壁にむき出しでかけている」

という問題のある事例がありました。 カギ自体だけでなく、利用者や事業所の貴重品の盗難等にも つながります! カギは適切に管理してください!

6 部屋や車などのカギは、 利用者の目につく場所に置かない

また、車のカギは、安全管理の面でも重要です!

障害福祉サービスの事例ではありませんが、

▲「車のカギを適切に管理していなかったために 持ち主以外が車を無免許で動かして、死亡事故が発生」 ということも2024年に実際に起きています!

以上で、<共通編>の動画は終了です

①<共通編>の動画を視聴いただき、ありがとうございました。

まだ未受講であれば、続いて

- ②<運営編>
- ③<支援編>

の各動画も視聴をお願いいたします。